

相続財産リスト



所有する財産をリストアップしておく、相続が発生したときの遺産分割協議や相続税の計算、申告・納付をスムーズに進めていくことができます。また、下記の場合には、財産目録（→本書P.70）を作成する必要があります。

財産は、預貯金だけではなく、不動産や有価証券のほか、貴金属や絵画、ゴルフ会員権なども含まれます。さらに、死亡時に受け取る生命保険金や死亡退職金などもあります。また、借入金（ローン）などマイナスの財産も相続の対象となるので、忘れずにチェックしましょう。

財産目録の作成が必要なケース

- 遺言書を作成する場合
- 遺言執行者が選任された場合
- 相続放棄や限定承認を申し出る場合
- 相続税を申告・納税する場合

※本内容は2026年5月現在の情報です。法令や条例等の改正により、掲載内容が変更になる場合があります。

●プラスの財産

1 現金・預貯金

複数の口座を持っている場合は、口座ごとに残高を記載する。

相続税評価額の求め方

評価額 = 現金・預貯金残高の合計

※定期預金は、相続時の残高に利子を計算して評価する（→本書P.80）。

金融機関等	支店名	口座種別	最終確認日	残高（相続税評価額）
現金				
普通預金				
				合計

チェックする書類 各金融機関の通帳、残高証明書

2 土地

路線価方式か、倍率方式で評価する（→本書P.84）。
住居表示と地番（公的書類に記載）は異なる場合があるので、よく確認する。

相続税評価額の求め方

●路線価方式

$$\text{評価額} = \text{路線価} \times \text{地積 (m}^2\text{)}$$

●倍率方式

$$\text{評価額} = \text{固定資産税評価額} \times \text{評価倍率}$$

※なお、貸家の敷地の割合は、上記のおおよそ 80%を相続税評価額とする。

現況地目	所在（住居表示）	所在（地番）	地積 (m ²)	相続税評価額
宅地（自宅）				
宅地（貸家）				
				合計

チェックする書類 固定資産課税明細書、路線価図（国税庁）

3 建物

建物は、自宅（自家用屋）か貸家かで評価方法が異なる（→本書 P.90）。

相続税評価額の求め方

$$\text{自宅の家屋} \cdots \cdots \cdots \text{評価額} = \text{固定資産税評価額} \times 1$$

$$\text{貸家の家屋} \cdots \cdots \cdots \text{評価額}^{\ast 1} = \text{固定資産税評価額} \times (1 - \text{借家権割合}^{\ast 2} \times \text{賃貸割合})$$

※ 1 令和 8 年度（2026 年度）の改正により、相続開始前や贈与前の 5 年以内に購入した貸付用不動産については、通常の取引価格（基本的には購入価額の 80%）で評価される。
※ 2 借家権割合は全国一律 30%

現況地目	所在（住居表示）	家屋番号	構造	床面積 (m ²)	相続税評価額
居宅（自宅）					
居宅（貸家）					
					合計

チェックする書類 固定資産課税明細書

4 有価証券

上場株式、投資信託、国債、社債などを銘柄ごとに記載する。

相続税評価額の求め方

有価証券の種類に応じた評価方法で計算する（→本書 P.80-83）

種類	取引会社・銘柄	数量	額面価格	相続税評価額
上場株式				
投資信託				
				合計

チェックする書類

残高証明書（直近の取引明細書でまず確認し、各証券会社に発行依頼の手続きを行う）

5 その他

ゴルフ会員権、リゾート会員権などがあれば記載する。貴金属や絵画、自動車などは個別に評価額の算定が必要となる（→本書 P.93）。

相続税評価額の求め方

ゴルフ会員権・リゾート会員権…… 評価額 = 取引価格 × 70%

種類	内容	取引価格	相続税評価額
ゴルフ会員権			
リゾート会員権			
自動車			
貴金属			
絵画			
			合計

チェックする書類

ゴルフホットラインなど、ゴルフ会員権を取り扱う業者のホームページなど

6 生命保険金・死亡退職金

相続人が受取人となっている場合は、遺産分割の対象にはならないが、相続人がそのことを知らないと保険請求ができない。加入状況を確認しておく（→本書P.160）。

相続税評価額の求め方

$$\text{評価額} = \text{保険金額（死亡退職金額）} - 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

※非課税限度額（500万円×法定相続人の数）を超えた分のみ、相続税が課される。

種類	保険会社等	証券番号	受取人	保険金額（受取金額）	相続税評価額
生命保険					
死亡退職金					
					合計

チェックする書類 保険証券や契約状況のお知らせなど

● マイナスの財産

6 負債（借入金・未払金）

銀行からの融資やクレジットカードの未払い分がある場合は、それらについて記載する。

種類	債権者（借入先）	返済月額・完済予定日	債務残高
借入金			
未払金			
			合計

チェックする書類 ローン償還表、金銭消費貸借契約書など